平成23年第2回 福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成23年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示		1
2	招集年月日		1
3	招集の場所		1
4	会議の時刻		1
5	応招議員		1
6	不応招議員		2
7	出席議員		2
8	欠席議員		2
9	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名		2
10	議事日程		2
11	本日の会議に付議した事件		3
12	会議の経過		3
	(1)開会の宣告		3
	(2)諸般の報告		3
	(3)議席の指定		4
	(4)議席の一部変更		4
	(5)会議録署名議員の指名		4
	(6)会期の決定		4
	(7)議長の辞職について		4
	(8)議長の選挙		5
	(9)承認第4号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第9号ないし第	1	0
	号の提出		6
	(10)提案理由の説明		6
	(11)承認第4号の説明、採決		8
	(12)承認第5号の説明、採決	1	0
	(13)認定第1号及び認定第2号の説明、採決	1	1
	(14)議案第9号の説明、採決	1	6
	(15)議案第10号の説明、採決	1	7
	(16) 閉会及び閉議の宣告	1	8

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第13号

平成23年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年6月30日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬 戸 孝 則

- (1) 日 時 平成23年7月28日(木)午後2時30分
- (2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

(3) 付議事件

- ア 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条 例
- イ 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条 例の一部を改正する条例
- ウ 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- エ 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について
- 才 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 力 平成 2 3 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

2 招集年月日

平成23年7月28日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成23年7月28日午後2時30開会、午後3時45分閉会

5 応招議員

 1番 原 正夫君
 3番 山口信也君
 5番 小椋敏一君

 6番 大樂勝弘君
 7番 鈴木義孝君
 8番 遠藤雄幸君

 10番 渡辺忠次君
 11番 平田 武君
 12番 矢島義謙君

13番 佐藤喜三郎君 16番 坂本紀一君

6 不応招議員

2番 渡辺敬夫君 4番 仁志田昇司君 9番 田澤豊彦君

14番 関澤和人君 15番 大和田昭君

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

副広域連合長 古川道郎君 広域連合長 瀬戸孝則君 会計管理者 安倍誠一君 監 査 委 員 阿 部 昌 志 君 事務局長 山内芳夫君 事務局次長 佐藤 淳君 総務課長山口功君 業務課長 菊地清寿君 資格管理係長 佐藤浩二君 給付係長 相川哲也君

10 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議席の指定

日程第 3 議席の一部変更

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 議長の辞職について

追加日程第1 議長の選挙

承認第4号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第 9 号 日程第 7 ないし第10号の提出

日程第 8 提案理由の説明

日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

(専決第1号 東日本大震災による被災者に対する福 島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例)

日程第10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

(専決第2号 東日本大震災による被災者に対する福 島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一 部を改正する条例)

認定第 1号 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会 日程第11 計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 2号 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高 齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第 9号 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会 計補正予算(第1号)

日程第14 議案第10号 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

12 会議の経過

事務局次長(佐藤 淳君) 定刻となりましたので、ただいまより定例会を進めてまいりたいと思います。

副議長(坂本紀一君) それでは、開会に先立ちまして、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災では、本県の後期高齢者医療制度の被保険者をはじめ、多くの尊い命が失われております。この震災により犠牲となられた方々とその遺族に対しまして、衷心より哀悼の意を表すため、これより黙祷を捧げます。

ご起立願います。

黙祷はじめ。(1分間の黙祷)

お直りください。

(1) 開会の宣告

副議長(坂本紀一君) ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより 平成23年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告します。

2番渡辺敬夫君、4番仁志田昇司君、9番田澤豊彦君、14番関澤和人君、15番 大和田昭君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議長欠席により、副議長の私が会議を進行いたします。

(午後2時32分)

(2) 諸般の報告

副議長(坂本紀一君) 日程第1、諸般の報告を行います。

2月定例会以降に議員の異動がありましたので、報告いたします。

平成23年3月31日付で斎藤賢一君より辞職願が提出され、同日、これを許可しました。これにより、平成23年4月15日告示の補欠選挙が執行され、矢島義謙君が当選されましたので、報告します。

また、6月25日に竹内昰俊君、7月9日に山口耕治君が任期満了となりました。 これにより、平成23年6月22日告示の補欠選挙が執行され、北塩原村長小椋敏 一君、須賀川市議会議員渡辺忠次君の2名が当選されましたので、報告します。

(3) 議席の指定

副議長(坂本紀一君) 次に、日程第2、議席の指定を行います。

今回、補欠選挙において当選された小椋敏一君の議席を 5 番、渡辺忠次君の議席を 10番、矢島義謙君の議席を11番に指定します。

(4) 議席の一部変更

副議長(坂本紀一君) 次に、日程第3、議席の一部変更を行います。

今回、新たに当選された矢島義謙君の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により、議席の一部を変更します。

平田武君の議席を11番に、矢島義謙君の議席を12番にそれぞれ変更します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(坂本紀一君) 異議なしと認めます。

変更した議席は、お手元に配布しております変更議席表のとおりです。

この際、議席の移動をお願いします。(議席の移動)

11番矢島議員が12番へ、12番平田議員が11番へ移動終了しました。 それでは、引き続き会議を進めます。

(5) 会議録署名議員の指名

副議長(坂本紀一君) 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員に、3番山口信也君、13番佐藤喜三郎君を指名します。

(6) 会期の決定

副議長(坂本紀一君) 次に、日程第5、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(坂本紀一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

(7) 議長の辞職について

副議長(坂本紀一君) 次に、日程第6、議長の辞職についてを議題といたします。

議長の田澤豊彦君から議長の辞職願が提出されています。

田澤豊彦君は、欠席されていますことをこの際、確認しておきます。

職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長(山内芳夫君) それでは朗読させていただきます。

辞職願

今般、一身上の都合により、議長を辞職したいので、福島県後期高齢者医療広域連合 議会会議規則第79条第1項の規定により、許可されるよう願い出ます。

平成23年7月20日

福島県後期高齢者医療広域連合議会議長 田澤豊彦

福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長 坂本紀一様

以上でございます。

副議長(坂本紀一君) お諮りいたします。

田澤豊彦君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(坂本紀一君) 異議なしと認めます。

したがって、田澤豊彦君の議長の辞職を許可することに決定しました。

(8) 議長の選挙

副議長(坂本紀一君) ただいま議長が欠けています。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を 行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(坂本紀一君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、 直ちに選挙を行うことに決定しました。

副議長(坂本紀一君) 追加日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(坂本紀一君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(坂本紀一君) 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。議長に矢島義謙君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま私、副議長が指名いたしました矢島義謙君を議長の当選人と定めることにご 異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(坂本紀一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました矢島義謙君が、議長に当選されました。 ただいま議長に当選されました矢島義謙君が議場におられますので、当選を告知しま す。

矢島義謙君、前方の演壇へ登壇願います。(矢島義謙君、登壇)

議長(矢島義謙君) ただいま皆様方のご推挙によりまして、議長を仰せつかりました本宮市議会の矢島義謙でございます。この後期高齢者医療制度については、国においてこの制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を創設する方針が示されておりますが、いまだ先行きが不透明な状況にあります。また、このたびの震災では、県民の皆様は地震や津波による被害に加え、原発事故による避難生活を強いられるなど、甚大な被害を被っております。本広域連合会議会といたしましては、このような状況下においても、被保険者の皆様が引き続き安心して医療を受け続けることができるよう努めてまいりたいと考えております。議員の皆様の真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力の程、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

副議長(坂本紀一君) ここで議長を交代いたします。

矢島議長、議長席へお着き願います。(議長交代)

(9) 承認第4号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第9号ないし第10号の 提出

議長(矢島義謙君) 議長を交代いたしました。

次に、日程第7、承認第4号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第9号ないし第10号の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(10) 提案理由の説明

議長 (矢島義謙君) 次に、日程第8、提案理由の説明を行います。

承認第4号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第9号ないし第10号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長(瀬戸孝則君) 本日、ここに平成23年第2回福島県後期高齢者医療広域 連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が2件、平成22年度決算 認定が2件、平成23年度補正予算に係る議案が2件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長と して制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、今年3月に発生いたしました東日本大震災により、多くの方々の尊い命が失われました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、衷心より哀悼の意を表します。この震災では東日本、特に東北地方太平洋側の各県は、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けております。本県においては、これに伴い東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生、いまだ事態の収束が見えない中、福島第一原発から20キロ圏内の警戒区域のみならず、計画的避難区域や緊急時避難準備区域、さらには特定避難勧奨地点が設定されるなど、多くの県民の皆様が全国各地への避難を余儀なくされている状況にあり、これらの皆様には、改めましてお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く事故が収

束し、以前の暮らしを取り戻せるよう願うものであります。

本広域連合といたしましては、この震災により被災された被保険者の皆様へ保険料の減免や一部負担金の免除など、しっかりした対応をしてまいりたいと考えております。

次に、本制度の運営について申し上げます。制度発足後3年が経過し、順調に推移しているものと考えておりますが、既にご承知のとおり、国においては本制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を創設するとの方針により、昨年末には高齢者医療制度改革会議において「最終とりまとめ」が示されたところであります。現在、国においては、社会保障と税の一体改革に向けた審議も進められており、その中で「最終とりまとめ」の再検討が行われるものと聞いております。本広域連合といたしましては、今後とも新たな制度に向けての動向を注視するとともに、被保険者の皆様にとってより良い制度となるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して、国に対し、引き続き現場の意見を申し上げてまいりたいと考えております。

次に、平成22年度の保険料の収納状況について申し上げます。平成21年度の収納率は99.06%でありましたが、平成22年度は、さらに0.04%アップし、99.10%となりました。まずは、被保険者の皆様のご理解並びに構成市町村のご協力により、前年度を上回る収納率を達成することができましたことに改めて感謝申し上げます。保険料は本広域連合の貴重な財源でありますとともに、高い収納率を維持することが被保険者間の負担の公平性を確保することにもなりますことから、保険料収納対策計画に基づき、市町村との連携を一層深め、収納率の更なる向上に努めてまいりたいと考えております。また、今年度は平成24年度、25年度の保険料率の算定を行うこととなっております。被保険者数や医療給付費の推移をしっかりと分析し、関係各位のご意見を踏まえながら、適切な保険料率の設定に努めてまいりたいと考えております。

次に、医療給付費について申し上げます。医療給付費は、被保険者数の増加や1人当たりの給付費の伸びなどにより毎年増加しており、今後も増加していくことが見込まれております。高齢者の健康づくり事業やジェネリック医薬品の使用促進など、医療費適正化事業にも積極的に取り組むことにより、安定した財政運営、さらには保険者機能の強化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、本広域連合といたしましては、現行制度が続く限り、事務事業の更なる効率 化と組織の安定化を図り、被保険者の皆様が安心して医療を受けることができる制度運 営に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き被保険者の皆様並びに関係各位 のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、これは、東日本大震災による被災者に対する後期高齢者医療保険料の減免条例を制定したもので、被災された被保険者の皆様に対し、早急に減免手続を行う必要がありますことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、後期高齢者医

療保険料の減免対象者が追加されましたことから、「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」につきまして所要の改正を行うため、前号同様に承認を求めるものでございます。

認定第1号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定 について」でございますが、地方自治法第233条第3項及び同条第5項の規定により、 監査委員の審査に付した決算と決算附属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付 すものでございます。

認定第2号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定について」でございますが、前号同様に地方自治法の規定により監査委 員の意見を付けて認定に付すものでございます。

議案第9号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,509万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,224万1,000円とするものでございます。

議案第10号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66億6,109万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,354億8,055万9,000円とするものでございます。

以上6件について、提案理由の説明といたします。よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようにお願い申し上げます。

(11) 承認第4号の説明、採決

議長(矢島義謙君) 次に、日程第9、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(山内芳夫君) それでは、お手元のほうに定例会議案書並びにA4判横になりますが、議案説明資料というものをご準備願いたいと思います。まず、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、2ページに記載の専決第1号「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」の制定についてでございます。

内容につきましては、議案の説明資料でご説明させていただきたいと思います。説明 資料のほうの1ページをお開き願いたいと思います。まず、趣旨でございますが、東日 本大震災による被災者に対し保険料を減免するため新たに条例を制定したものでござい まして、減免の要件、減免の割合、減免対象保険料などを規定するものでございまして、 減免申請に早急に対応するため、専決をさせていただいたものでございます。

保険料減免の要件や減免割合などですが、まず、①被保険者の属する世帯の主たる生 計維持者が居住する住宅に損害を受けたものということでございまして、全壊につきま しては全部、半壊につきましては大規模半壊を含みますが、2分の1ということでございます。また、長期避難世帯ということで、これは被災者生活再建支援法で認定を受けたものでございまして、これも全部ということでございますが、福島県は該当するものはございません。

次に、②被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったものということでございまして、これは同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部ということでございます。

③被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が行方不明であるものということで、同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部ということでございます。

④主たる生計維持者の事業収入等が減少することが見込まれ、その減少額、保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を控除して得た額ということで、前年の当該収入額の10分の3以上で、前年の所得総額が1,000万円以下のものということでございます。そういたしまして、対象保険料額ということで、3ページをご覧いただきたいと思いますが、右側の中段よりちょっと上でございますが、ここの所得区分によりまして、300万円以下であるときは全部ということで、それぞれこの区分の中で10分の8から10分の2まで減免されるというものでございます。

また1ページの方に戻っていただきまして、次に⑤でございますが、被保険者、これは主たる生計維持者以外であるものでございますが、行方不明又は重篤な傷病を負った者ということで、これも保険料額の全部ということでございます。

⑥につきましては、原子力災害対策特別措置法の第15条第3項の規定による避難の ための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象区域であるため、避 難又は退避を行っているものということで、これも全部でございます。

2ページをお開きください。⑦原子力災害特別措置法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象となっているものということで、これも保険料額の全額でございます。

⑧といたしまして、各号に準ずる者として広域連合長が認めたものということでございます。

適用区分につきましては、平成23年3月11日から平成24年3月末日までの間に 普通徴収の納期限が到来する平成22年度の保険料額及び平成24年3月末日までの間 に普通徴収の納期限が到達する平成23年度の保険料に限り適用するということでござ います。

3ページ、4ページにつきましては、制定の条文でございます。そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成23年6月13日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告をいたしまして、承認を求めるものでございます。

以上が承認第4号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(矢島義謙君) それでは、承認第4号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって承認第4号に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。 承認第4号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案どおり承認されました。

(12) 承認第5号の説明、採決

議長(矢島義謙君) 次に、日程第10、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(山内芳夫君) 議案書のほうの5ページをお開き願いたいと思います。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについてでございます。次ページになりますが、専決第2号、東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定の件についてでございます。

議案説明資料の5ページをお開き願いたいと思います。改正のほうの趣旨でございます。事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される特定避難勧奨地点が指定され、避難を行うものについても保険料減免に係る補助金の対象とする旨、国より示されたため所要の改正を行い、減免申請に早急に対応するため、専決させていただいたものでございます。改正の内容につきましては、保険料減免の要件、割合に特定避難勧奨地点を追加する。特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っているもの。また、該当保険料の始期を追加と、始まる期でございますが、始期を追加ということで、通知のあった日の属する月分からの保険料額ということでございます。

6ページにつきましては、新旧の対照表でございます。そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成23年6月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が承認第5号の説明でございます。ご審議の程よろしくどうぞお願いします。

議長(矢島義謙君) それでは、承認第5号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって承認第5号に対する質疑を終結します。 これより、討論に入ります。

(「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。 承認第5号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は、原案どおり承認されました。

(13) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決

議長(矢島義謙君) 次に、日程第11、認定第1号「平成22年度福島県後期高齢者 医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第12、認定第2号「平成 22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて」は関連がありますので、一括議題とします。一括議題とすることにご異議ありま せんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) 事務局長。

事務局長(山内芳夫君) それでは、議案書のほうの7ページをお開き願いたいと思います。認定第1号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございます。ご説明を申し上げたいと思います。お手元のほうに別冊A4判の平成22年度の決算書のほうをご準備願いたいと思います。

まず、3ページをお開き願いたいと思います。各会計歳入歳出決算一覧表でございます。合計の欄で一般会計、特別会計合わせまして収入済額が2,266億1,308万3,375円、支出済額が<math>2,197億3,704万3,387円、差引残額が<math>68億7,603万9,988円でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。一般会計歳入歳出決算書でございます。まず、歳入でございますが、歳入合計の欄でございます。予算現額が25億3,037万8,00円、調定額、収入済額ともに2562,98752,5969円で、予算現額との比較で、5055,4049円の減となったものでございます。

6ページをお開きください。歳出でございます。歳出の合計の欄でございますが、予算現額25億3,037万8,000円、支出済額24億5,590万9,120円で、不用額は7,446万8,880円となるものでございます。そういたしまして、歳入歳出差引残額ということで、下段の欄外でございますが、7,396万3,476円となりまして、翌年度に繰り越すものでございます。

8ページをお開き願いたいと思います。事項別明細書でございます。まず、歳入でございます。金額については、収入済額の欄をご覧いただきたいと思います。第1款の分担金及び負担金は、制度運営の共通経費として構成市町村からの負担金で8億90万円でございます。第2款国庫支出金は、保険料の不均一賦課国の負担分と低所得者に対する保険料軽減分等の交付金で、合わせまして16億4,356万210円でございます。第3款県支出金は、保険料不均一賦課金の県負担分722万5,600円。第4款の財産収入は、特例基金の利子等で324万8,225円。第5款繰越金は、前年度からの繰越金で7,462万2,587円、第6款諸収入は、歳計現金の運用利子等で31万5,974円となったものでございます。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。第1款の議会費が支出済の欄で71万5,091円。第2款の総務費につきましては、備考に記載のとおり派遣職員の人件費ということで、これは総務系の職員7名分と事務局の管理運営費

等で7,867万5,750円でございます。

次に、12ページをお開きください。下のほうになりますが、第3款民生費でございますが、低所得者に対する保険料軽減分の臨時特例交付金に伴います基金積立や制度運営のための電算システムの経費等特別会計への事務費等繰出金、また、派遣職員の人件費、こちらは業務系職員の16名分などで、合わせて23億7,651万8,279円となりまして、その結果、全体の不用額は下欄の計の欄でございますが、7,446万8,80円となったものでございます。そういたしまして、一般会計決算におけます収支差引残額は、先ほどの6ページでございますが、欄外に記載のとおり7,396万3,476円となりまして、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。14ページにつきましては、実質収支に関する調書でございますので、記載のとおりでございます。

次に、40ページをお開き願います。ここからは、主要な施策の成果等報告書という ことになってございます。

41ページのほうでございますが、歳入のところでございますが、昨年度の決算との比較で大きなものにつきましては、第2款の国庫支出金でございまして、保険料の不均一賦課となっております4町村への負担分、これは檜枝岐村、只見町、昭和村、矢祭町でございますが、それと保険料の軽減措置等に係る補助金で基金に充当するもので、この分については合わせて4億493万円余の減額となっておるということでございます。これにつきましては、平成21年度の決算においては、平成22年度の保険料軽減分と他に合わせましてその21年度分の8.5割の軽減、これが政策的に含まれているということでございまして、その分が減額になっているというものでございます。

以上が認定1号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 認定について」の説明でございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、8ページのほうをお開き願いたいと思います。こちらは、認定第2号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

大変戻りまして申し訳ございませんが、決算書のほうでご説明をさせていただきたいと思います。16ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございます。この裏の18ページのほうに合計の欄がありますが、18ページのほうで歳入合計の欄でございます。予算現額が2,233億4,135万5,000円でございます。調定額は、2,2406億8,347万5,425円、収入済額は、2,2406億8,321万779円で、不納欠損は0円、収入未済は26万4,646円でございますが、これにつきましては、年度途中で所得の更正を行いまして負担区分が変更になったということによりまして返還金が発生したものでございまして、現在において分納中でございます。そういたしまして、予算現額との比較で764,18575,7799円の増となったものでございます。

3万4,267円で、不用額につきましては60億6,022万733円となるものでございます。そういたしまして、歳入歳出差引残額は、下段欄外の68億207万6,512円となり、翌年度に繰り越すものでございます。

22ページをお開きください。こちらは事項別明細書でございます。ご説明を申し上げます。まず、歳入でございますが、第1款の市町村支出金ということで、これは市町村からの被保険者の保険料収入、また、保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定の負担金、これは市町村4分の1、県が4分の3でございまして、それを広域連合に納付する負担金と、あとは療養給付費の定率負担金ということ、そして健康診査事業の負担金という中身でございまして、合わせまして収入済額の欄で342億2,099万9,700円でございます。第2款国庫支出金は、国からの医療給付費の定率負担金、高額療養費に係る負担金、あとは各県ごとに格差を是正するための普通調整交付金、特別な事情により算定される特別調整交付金、更に保険者機能強化事業補助金などで合わせまして726億5,664万9,805円でございます。第3款の県支出金は、県からの療養給付費の定率負担金、高額療養費に係る負担金と合わせまして177億2,101万747円でございます。

24ページをお開きください。第4款支払基金交付金でございます。これは社会保険 診療報酬支払基金から現役世代からの後期高齢者支援金として交付されるものでござい まして、880億2,097万9,000円でございます。

次に、第5款特別高額療養費共同事業交付金、これは1件400万円を超える高額な レセプトが発生した場合、広域連合の財政運営を安定化させるために交付されるもので、 3,650万9,451円でございます。

第6款繰入金は、一般会計からの事務費等の繰入金、保険料不均一賦課繰入金、さらに特別対策に係る基金繰入金等で22億2,157万3,266円でございます。

次の26ページ、第9款諸収入につきましては、利子収入、交通事故等の損害賠償請求権を取得したものに対する第三者納付金等で1億1,551万9,580円でございます。

次に、歳出になりますが、28ページをお開きください。第1款の総務費でございます。総務費につきましては、制度運営のための経費でありますが、これについて6億6,838万8,053円で、特に大きなものは備考に記載のとおり、電算処理の委託費でございまして、福島県国民健康保険団体連合会との間で委託契約を締結して進めておるものでございます。

30ページをお開きください。第2款保険給付費でございます。これは、被保険者が 医療機関で診察等を受けた場合に給付される療養の給付等に関する費用でございます。 合わせまして2,115億1,305万2,241円ということで、これは歳出全体の9 7.34%となるものでございます。給付費等の内訳等につきましては、備考に記載の 療養の給付費、あるいは入院時食事療養費、または療養費などでございます。

次に、32ページをお開きください。第3款でございますが、財政安定化のために国、 県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ拠出し、県に基金を設置する県財政安定化基金拠 出金でございまして、広域連合分の2億2,586万5,000円でございます。

次に、第4款は、県が400万円を超える高額レセプトに対する共同事業である特別高額療養費共同事業拠出金4,111万3,236円でございます。次ページの第5款保健事業費は、被保険者の健康増進保持を図るため、市町村に委託し実施した健康診査事業で2億2,086万5,960円となってございます。そういたしまして、特別会計における収支差引額ということで、先ほどもご説明したとおり、20ページの下段に記載のとおり68億207万6,512円となり、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、38ページをご覧ください。38ページは、実質収支に関する調書ということ でございます。記載のとおりでございます。

次に、39ページ、財産に関する調書ということで、該当するのは4番の基金ということで、後期高齢者医療制度臨時特例基金ということでございまして、決算年度末現在高ということで23億571万5,000円となるものでございます。

次に、成果報告のほうでございますが、47ページをお開き願いたいと思います。特別会計のほうの成果報告になります。まず、歳入のほうの保険料の収納率ということでございますが、中段より下の方の参考というところにございますが、各市町村において収納対策に取り組んでいただきまして、保険料算定時の目標であります 98.50%を超えまして、また、昨年度の収納率よりも0.04%上回る99.10%を達成することができました。今後も市町村との連携を一層強化しながら収納対策に引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

次に、54ページでございますが、アイウエオのオでございますが、保険者機能強化事業でございます。中段ほどの成果の(イ)でございますが、重複・頻回受診訪問指導につきましては、22年度からは民間委託をしまして、民間の方の保健師、あるいは看護師が対象者を訪問しながら状況の把握をしながら問題点を認識していただきながら指導を行い、医療費の適正化を図るために実施しているものでございまして、いわき市、相双地区を対象地区として実施しました。しかし、対象者の拡大、あるいは効果検証方法など課題も多く、今後、委託業者や市町村と協議、検討してまいりたいと考えてございます。

次に、(x) でございますが、レセプトの2次点検ということで、ここに記載はございませんが、委託料が3,780万円余で委託をしております。それによって認められた金額ということで、記載のとおり1億4,800万円余と、当初見込み以上の成果を上げることができたということでございます。

(オ)の方でございます。その下でございますが、ジェネリック医薬品希望者カードを全被保険者に配布しました。更に新たな取り組みといたしまして、200円以上の効果が見込まれる対象者に差額通知を送付し、給付費の適正化に努めたところでございますが、その効果につきましては、今年度、23年度において検証しながら継続して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

次に、60ページをお開き願いたいと思います。中段でございますが、第5款保健事業費でございます。健康診査は重要であるとの認識から、努力義務ではございますが、

市町村と委託契約を締結し実施したところでございます。いろいろ生活習慣病を除外しているという点もございまして、単純には比較できませんが、次ページの成果という欄にございますが、受診率が14.93%ということで、21年度が15.33%でございますので、0.4ポイントほど下がっております。市町村により受診率にバラツキもありますが、今後、実態の把握と受診率向上に向けた取り組みについて進めていくとともに、23年度からは自己負担を無料としましたので、より受診しやすい態勢ということで進めてまいりたいと思います。

以上が、認定第2号「福島県後期高齢者広域連合後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定について」の説明でございます。なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、別冊のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして併せてご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いしたいと思います。

議長(矢島義謙君) 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、阿部昌志君。

監査委員(阿部昌志君) 監査委員を務めております阿部でございます。平田監査委員 も同意見でございますので、私から平成22年度の決算及び基金運用状況審査の結果に つきましてご報告申し上げます。お手元の審査意見書をご参照いただきたいと存じます。

去る平成23年6月23日、平田委員とともに平成22年度一般会計及び特別会計の 歳入歳出決算並びに特例基金の運用状況につきまして審査を実施いたしました。その結 果でございますが、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算 事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作 成されているものと認められました。また、決算の係数に関しましても、関係帳票及び 証拠書類と照合いたしましたところ、正確であると認められました。基金の運用状況を 示す書類の計数につきましても、関係書類と符合しており正確であると認められました。

次に、決算の概要についてでございますが、先ほど詳しくご説明がございましたとおり、審査意見書にもまとめさせていただいておりますけれども、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたします。

以上を踏まえまして、若干審査意見を申し上げます。

制度が開始して3年が経過しましたが、関係各位のご努力により本制度の運営も順調に推移しているものと考えております。ただ、本制度の今後の情勢は不透明であり、加えて、今般の東日本大震災及び原発事故により、運営上の課題も多々あるものと思われますが、この制度が続く限り、引き続き被保険者の皆様が安心して医療を受けることができますよう、更には今後も上昇が予想される医療給付費に対し、適切に対応できますよう、健全な財政運営を基本とし、引き続き適正な財務管理と効率的な事務執行をお願いしたいと考えております。私からは以上でございます。

議長(矢島義謙君) ただいまの監査委員の阿部昌志君の意見を踏まえ、認定第1号及 び認定第2号の質疑を行います。ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって認定第1号及び認定第2号に対する質疑 を終結します。

これより討論に入ります。

(「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。採決は、案件ごとに行います。

認定第1号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案どおり認定されました。

議長(矢島義謙君) 次に、認定第2号は、これを原案どおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案どおり認定されました。

(14) 議案第9号の説明、採決

議長(矢島義謙君) 次に、日程第13、議案第9号「平成23年度福島県後期高齢者 医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(山内芳夫君) それでは、議案書の方の10ページをお開き願いたいと思います。 議案第9号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)」についてご説明を申し上げたいと思います。

別冊のほうの平成23年度補正予算書説明資料というものがございますので、そちらのほうの1ページをお開き願いたいと思います。まず、補正の額でございます。歳入のほうの繰越金、歳出のほうの予備費にそれぞれ2,509万1,000円を追加するものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。補正後の額でございます。歳入の繰越金ですが、当初予算で4,887万2,000円を計上しておりましたが、先ほど22年度の決算で説明いたしました23年度への繰越金7,396万3,000円が確定したことから、差額の2,509万1,000円を補正増するものでございます。また、同額を予備費の当初予算1,000万円に同額補正増し3,509万1,000円にするもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,224万1,000円とするものでございます。

以上が議案第9号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)」の説明でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長(矢島義謙君) それでは、議案第9号の質疑を行います。ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって議案第9号に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。 (「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。 議案第9号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

(15) 議案第10号の説明、採決

議長(矢島義謙君) 次に、日程第14、議案第10号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(山内芳夫君) それでは、議案書のほうの20ページをお開き願いたいと思います。議案第10号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

先ほどの別冊の23年度補正予算書説明資料のほうの3ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入の補正額でございます。市町村支出金・保険料等負担金でございますが、東日本大震災に伴う保険料減免見込額12億6,261万円を減額、国庫支出金・高額医療費負担金過年度分912万7,000円、調整交付金・特別調整交付金8億6,916万7,000円と後期高齢者補助金・災害臨時特例補助金見込額34億7,666万8,000円、県支出金・高額医療費負担金過年度分799万4,000円を精算や見込により、それぞれ追加するものでございます。また、平成22年度決算の確定により、繰越金に平成22年度の療養給付費の確定に伴う精算負担金19億9,940万2,000円と、その他の繰越金15億6,134万2,000円を追加し、歳入補正額を右下の計の欄66億6,109万円とするものでございます。

4ページをお開きください。補正後の額でございます。右下の計の欄のとおり2,3 54億8,055万9,000円となるものでございます。

5ページをお開きください。次に、歳出でございます。総務費の給付管理費に301万9,000円、医療費適正化事業に482万4,000円、保険料給付費で大震災による療養給付費の増見込額29億3,866万5,000円、同じく入院時食事療養費増見込額6,636万5,000円、療養費増見込額7,008万1,000円、訪問看護療養費増加見込額669万9,000円、移送費増見込額1万3,000円、葬祭費増見込額2億4,495万円を計上するものでございます。併せまして、決算が確定したことから保険料還付金715万9,000円、歳入でご説明しましたが、給付費精算に係る国庫等への返納償還金等19億9,940万2,000円、予備費に13億1,991万3,000円を計上し、歳出補正額を歳入補正額同額の66億6,109万円とするものでございます。6ページをお開きください。補正後の額ということで、右下の合計の欄でございますが、歳入と同額の2,354億8,055万9,000円となるものでございます。

次に7ページをご覧いただきたいと思います。これは参考資料ということで、補正の

歳入歳出につきまして項目ごとに記載したものでございます。また、繰越金のうち、償還金の内訳を記載してございますので、ご参照いただければと思います。

以上が議案10号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者特別会計補正予算(第1号)」の説明でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長(矢島義謙君) それでは、議案第10号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって議案第10号に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

(「なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。 議案第10号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(矢島義謙君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

(16) 閉会及び閉議の宣告

議長 (矢島義謙君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成23年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時45分)